

「建築確認申請等」でよくあるお問い合わせについて

小矢部市都市建設課

建築基準法に規定する特定行政庁は、富山県です。

本市で受付した確認申請書等は、小矢部消防署への通知又は同意を得た後に富山県（高岡土木センター建築課）へ送付され、内容が審査されます。

詳細なご相談は、直接、下記へお願いいたします。

高岡土木センター 建築課

高岡市赤祖父 211（高岡総合庁舎内 1 階）

TEL 0766-26-8426 FAX 0766-26-8499

なお、よくあるお問い合わせにつきましては、次のとおりです。

- 1 申請書等の提出部数 … p.2
- 2 各種申請等に必要な書類 … p.3
- 3 申請手数料 … p.10
- 4 富山県証紙の売りさばき所 … p.14
- 5 富山県建築基準法施行条例等 … p.15
（富山県建築基準法施行規則 様式のダウンロード）
- 6 地域地区について … p.16
 - ・都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別
 - ・用途地域
 - ・防火地域
- 7 災害危険区域について … p.18
- 8 道路について … p.20
- 9 「角敷地等の指定」及び「敷地のすみ切り」について … p.25
- 10 高さの制限 … p.27
- 11 構造計算 … p.28
 - ・積雪量（積雪荷重）について
 - ・地表面粗度区分及び基準風速 VO
- 12 その他ご注意いただきたいこと … p.29
 - ・申請書の経由について
 - ・完了検査について
 - ・敷地等調査報告書について（任意提出）

1 申請書等の提出部数

- 建築確認申請書…正本1部、副本2部 合計3部。

建築計画概要書、建築工事届は、各1部。

※計画変更確認申請…建築工事届は不要。

- 完了検査申請書…1部。

申請等の種類	申請書等（添付図書等を含む。）の部数	
	正本	副本
確認申請等 (1) 確認申請等（建築物） (2) 確認申請等（昇降機） (3) 確認申請等（昇降機以外の建築設備） (4) 確認申請等（工作物）	1部	2部
検査申請等 (1) 完了検査申請等 (2) 中間検査申請等	1部	—
指定申請 (1) 特例容積率適用区域内の容積率の限度の指定申請 (2) 特例容積率適用区域内の容積率の限度の指定取消申請 (3) 道路位置指定申請	1部	1部 2部
承認申請 (1) 私道の変更・廃止承認申請	1部	2部
許可申請 (1) 許可関係規定の許可申請 (2) 工作物許可関係規定の許可申請 (3) 一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の許可申請 (4) 一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の許可取消申請	1部	1部
認定申請 (1) 仮使用認定申請 (2) 認定関係規定の認定申請 (3) 一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の認定申請 (4) 一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の認定取消申請	1部	1部
認可申請 (1) 建築協定認可申請 (2) 建築協定変更・廃止認可申請	1部	2部
届出 (1) 工事完了届 (2) 建築工事届 (3) 建築物除却届 (4) 安全上の措置等に関する計画届 (5) 借地権消滅届 (6) 建築協定加入届 (7) 工事監理者等決定届 (8) 取下届 (9) 申請書等記載事項変更届 (10) 工事取りやめ届 (11) 使用取りやめ届	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	— — 2部 — 2部 — ※ —

(注) 1) 別紙「建築基準法における各種申請等に必要な書類」を参照して下さい。

2) ※印欄は、対応する申請書等の必要部数と同じです。

2 各種申請等に必要な書類

法改正等により変更されている場合がありますので、ご注意願います。

(1) 確認申請等

①確認申請等（建築物）

（法第6条第1項（法第87条第1項の用途変更において準用する場合を含む。））（法第18条第2項の計画通知は、準用する。）

- ・確認申請書（建築物）（省令別記第2号様式）又は計画変更確認申請書（建築物）（省令別記第5号様式）：正1部、副2部
- ・建築計画概要書（省令別記第3号様式）：正1部
- ・建築工事届（省令別記第40号様式）：正1部（申請面積10㎡以内は不要）
- ・下表による図面：正1部、副2部

		【第1号】 床面積が100㎡ を超える特殊 建築物	【第2号】 木造建築物で 次の規模以上 を有するもの ・3以上の階 ・延面積500㎡ 以上 ・高さ13m又は 軒高9mを超 える	【第3号】 木造以外の建 築物で次の規 模以上のもの ・2以上の階を 有する ・延面積200㎡ を超える	【第4号】 第1～3号に掲 げる以外の建 築物
い	付近見取図				
	配置図				
	各階平面図	○	○	○	○
	し尿浄化槽又は合併 処理浄化槽の見取図				
ろ	2面以上の立面図	○	○	○	
	2面以上の断面図				
は ※	基礎伏図				
	各階床伏図	○	○	○	
	小屋伏図				
	構造詳細図				
に	使用建築材料表	法第28条の2の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物			
ほ	室内仕上表	法第35条の2の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物			
※	構造計算書	構造計算を行った建築物			

- ・その他確認に必要な図書等（都市計画法、県条例に係るもの 等）

（注1）変更申請にあっては、申請書及び添付図書等は変更に係る部分のみ要します。

（注2）※印の図書等については、副本の1部に添付は要しません。

（注3）法第6条の3の規定による確認の特例を受ける場合（型式適合認定を受けた建築物、建築士の設計による建築物）は上記の添付図書及び記載事項の一部を省略できます。

②確認申請等（昇降機）

（法第87条の2において準用する法第6条第1項）（法第18条第2項の計画通知は、準用する。）

- ・確認申請書（昇降機）（省令別記第4号様式）又は計画変更確認申請書（昇降機）（省令別記第6号様式）：正1部、副2部
- ・各階平面図、構造詳細図

- ・その他確認に必要な図書等

(注1) 変更申請にあつては、申請書及び添付図書等は変更に係る部分のみ要します。

(注2) ※印の図書等については、副本の1部に添付は要しません。

③確認申請等（昇降機以外の建築設備）

(法第87条の2において準用する法第6条第1項)(法第18条第2項の計画通知は、準用する。)

- ・確認申請書（昇降機以外の建築設備）（省令別記第4号様式）又は計画変更確認申請書（昇降機以外の建築設備）（省令別記第6号様式）：正1部、副2部

- ・各階平面図、構造詳細図

- ・その他確認に必要な図書等

(注1) 変更申請にあつては、申請書及び添付図書等は変更に係る部分のみ要します。

(注2) ※印の図書等については、副本の1部に添付は要しません。

④確認申請等（工作物）

(法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項)(法第18条第2項の計画通知は、準用する。)

- ・工作物が煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等にあつては確認申請書（工作物）（省令別記第10号様式）又は計画変更確認申請書（工作物）（省令別記第13号様式）。

- ・工作物が製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等にあつては確認申請書（工作物）（省令別記第11号様式）又は計画変更確認申請書（工作物）（省令別記第14号様式）。：正1部、副2部

- ・付近見取図

- ・配置図

- ・平面図又は横断面図

- ・側面図又は縦断面図

- ・構造詳細図（工作物が製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等にあつては不要）

- ・構造計算書（工作物が製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等にあつては不要）

- ・省令別記第12号様式「築造計画概要書」※（工作物が煙突等にあつては不要）

- ・その他確認に必要な図書等※

(注1) 変更申請にあつては、申請書及び添付図書等は変更に係る部分のみ要します。

(注2) ※印の図書等については、副本の1部に添付は要しません。

(2) 検査申請等

①完了検査申請等

(法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))(法第18条第5項の工事完了通知は、準用する。)

- ・完了検査申請書（省令別記第19号様式）：正1部

- ・法第7条の5の規定による検査の特例を受ける場合、構造耐力上主要な部分の軸組、仕口、その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真

- ・その他完了検査に必要な図書等

②中間検査申請等

(法第7条の3第2項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。))(法第18条第8項の特定工程工事終了通知は、準用する。)

- ・中間検査申請書（省令別記第26号様式）：正1部

- ・その他中間検査に必要な図書等

(3) 承認申請

①私道の変更・廃止承認申請（規則第18条第2号）

- ・私道の変更・廃止承認申請書（規則様式第14号）
 - ・付近見取図
 - ・地籍図
 - ・権利者及び利用者の承諾書※
 - ・その他私道の変更・廃止承認に必要な図書等※
- （注）※印の図書等については、副本に添付は要しません。

（4）指定申請

①道路位置指定申請（法第42条第1項第5号）

- ・道路位置指定申請書（規則様式第12号）
 - ・付近見取図
 - ・地籍図
 - ・承諾書（規則様式第13号）
 - ・道路平面図
 - ・道路横断面図
 - ・道路縦断面図
 - ・承諾書の印鑑証明書※
 - ・土地の登記簿謄本※
 - ・公図の写し※
 - ・その他道路位置指定に必要な図書等※
- （注）※印の図書等については、副本の1部に添付は要しません。

②特例容積率適用区域内の容積率の限度の指定申請（法第52条の2第3項）

- ・指定申請書（省令別記第49号の3様式）
 - ・付近見取図
 - ・配置図
 - ・指定計画書（省令別記第49号の4様式）
 - ・利害関係者の同意を得たことを証する書面
 - ・その他指定に必要な図書等
- （注）※印の図書等については、副本の1部に添付は要しません。

③特例容積率適用区域内の容積率の限度の指定取消申請（法第52条の3第2項）

- ・指定取消申請書（省令別記第49号の7様式）
- ・配置図
- ・権利者の合意を証する書面
- ・利害関係者の同意を得たことを証する書面
- ・その他指定の取消しに必要な図書等

（5）許可申請

①許可関係規定の許可申請

（法第43条第2項第2号（注）、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第12項のただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第9項、第10項若しくは第13項、法第53条第4項若しくは第5項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4号、法第59条の2第1項、法第60条の

2第1項第3号、法第68条の3第4項、法第68条の5の2第2項、法第68条の7第5項又は法第85条第3項若しくは第4項)

- ・許可申請書（建築物）（省令別記第43号様式）又は許可申請書（仮設建築物等）（省令別記第44号様式）
- ・付近見取図
- ・地籍図
- ・各階平面図
- ・2面以上の立面図
- ・2面以上の断面図
- ・その他許可に必要な図書等

（注）富山県建築基準関係規定運用集に必要添付図書の掲載があります。

②工作物許可関係規定の許可申請

（法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第12項のただし書、法第51条ただし書又は法第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項から第12項のただし書、若しくは法第51条ただし書に関する部分）

- ・許可申請書（工作物）（省令別記第47号様式）
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・平面図又は横断面図
- ・側面図又は縦断面図
- ・その他許可に必要な図書等

③一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の許可申請

（法第86条第3項又は第4項）法第86条の2第2項又は第3項の許可申請は、準用する。）

- ・許可申請書（省令別記第61号の2様式）
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・各階平面図
- ・2面以上の立面図
- ・隣接する2以上の建築物を含む断面図
- ・許可計画書（省令別記第64号の2様式）（法第86条の2第2項又は第3項の許可は不要）
- ・権利者の同意を得たことを証する書面（法第86条の2第2項又は第3項の許可は不要）
- ・その他許可に必要な図書等

④一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の許可取消申請（法第86条の5第2項）

- ・許可取消申請書（省令別記第65号の2様式）
- ・配置図
- ・各階平面図
- ・2面以上の立面図
- ・2面以上の断面図
- ・権利者の合意を証する書面
- ・その他許可の取消しに必要な図書等

(6) 認定申請

① 仮使用認定申請

(法第7条の6第1項第1号(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))(法第18条第13項第1号の仮使用認定申請は、準用する。)

- ・ 仮使用認定申請書(省令別記第33号様式)又は仮使用認定申請書(省令別記第34号様式)
- ・ 各階平面図(昇降機以外の工作物にあつては、配置図)
- ・ 安全計画書(工事中における安全上の措置等に関する計画の届出を要する建築物にあつては、工事計画書及び安全計画書)
- ・ その他仮使用認定に必要な図書等※
(注) ※印の図書等については、副本に添付は要しません。

② 認定関係規定の認定申請

(法第43条第2項第1号(注)、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項から第3項まで、法第68条の4第1項、法第68条の5の4第1項若しくは第2項、法第68条の5の5、法第86条の6第2項又は令第131条の2第2項若しくは第3項)

- ・ 認定申請書(省令別記第48号様式)
- ・ 付近見取図
- ・ 地籍図
- ・ 各階平面図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 2面以上の断面図
- ・ その他認定に必要な図書等

(注) 富山県建築基準関係規定運用集に必要添付図書の掲載があります。

③ 一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の認定申請

(法第86条第1項又は第2項)(法第86条の2第1項の認定申請は、準用する。)

- ・ 認定申請書(省令別記第61号様式)
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 隣接する2以上の建築物を含む断面図
- ・ 認定計画書(省令別記第64号様式)(法第86条の2第1項の認定は不要)
- ・ 権利者の同意を得たことを証する書面(法第86条の2第1項の認定は不要)
- ・ その他認定に必要な図書等

④ 一定の複数建築物に対する制限の特例規定等の認定取消申請(法第86条の5第2項)

- ・ 認定取消申請書(省令別記第65号様式)
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 隣接する2以上の建築物を含む断面図
- ・ 権利者の合意を証する書面
- ・ その他認定の取消しに必要な図書等

(7) 認可申請

①建築協定認可申請

(法第70条第1項)(法第76条の3第2項の建築協定認定申請は、準用する。)

- ・ 建築協定認可申請書(規則様式第15号)
- ・ 建築協定書
- ・ 建築協定区域及び建築物に関する基準を表示する図面その他建築協定と関係のある地形等の概略を表示する図面
- ・ 建築協定を締結しようとする理由書
- ・ 土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに当該土地の所有者等の権原を証する書類
- ・ 申請者が代表者であることを証する書類
- ・ 土地の所有者等の合意を証する書類
- ・ その他建築協定認可に必要な図書等

(注)市町村は、関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、当該聴取記録及び意見を添えなければなりません。

②建築協定変更・廃止認可申請

(法第74条第1項、法第76条第1項)(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)

- ・ 建築協定変更・廃止認可申請書(規則様式第16号)
- ・ 変更後の建築協定書
- ・ 建築協定区域及び建築物に関する基準を表示する図面その他建築協定と関係のある地形等の概略を表示する図面
- ・ 認可を受けた建築協定に係る建築協定書
- ・ 建築協定を変更し、又は廃止しようとする理由書
- ・ 土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに当該土地の所有者等の権原を証する書類
- ・ 申請者が代表者であることを証する書類
- ・ 土地の所有者等の合意を証する書類
- ・ その他建築協定変更・廃止認可に必要な図書等

(8) 届出

①工事完了届(法第87条第1項において読み替えて準用する法第7条第1項)

- ・ 工事完了届(省令別記第20号様式)

②建築工事届(法第15条第1項又は第2項)

- ・ 建築工事届(省令別記第40号様式)

③建築物除却届(法第15条第1項又は第2項)

- ・ 建築物除却届(省令別記第41号様式)

④安全上の措置等に関する計画届

(法第90条の3(法第87条の2において準用する場合を含む。))

- ・ 安全上の措置等に関する計画届(省令別記第69号様式)
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 工事着手前の各階平面図
- ・ 工事計画書

- ・安全計画書

(注) 仮使用の承認を受けた場合は、添付図書等は不要です。

⑤借地権消滅届（法第74条の2第3項）

- ・借地権消滅届出書（規則様式第17号）
 - ・借地権の消滅を証する書類
 - ・借地権の目的となっていた土地の区域を表示する図書
- (注) 副本の添付図書等は不要です。

⑥建築協定加入届（法第75条の2第1項又は第2項）

ア 法第75条の2第1項関係

- ・建築協定加入届出書（規則様式第18号）
 - ・土地の所有権を有することを証する書類
 - ・所有権を有する土地の区域を表示する図書
- (注) 副本の添付図書等は不要です。

イ 法第75条の2第2項関係

- ・建築協定加入届出書（規則様式第18号）
 - ・土地の所有者等の住所及び氏名並びに当該土地の所有者等の権原を証する書類
 - ・土地の所有者等の合意を証する書類
- (注) 副本の添付図書等は不要です。

⑦工事監理者等決定届（規則第7条）

- ・工事監理者等決定届出書（規則様式第5号）

⑧取下届（規則第26条）

- ・取下届出書（規則様式第19号）

⑨申請書等記載事項変更届（県条例規則第27条第1項又は第2項）

- ・申請書等記載事項変更届出書（規則様式第20号）
- ・その他必要な図書等

⑩工事取りやめ届（規則第28条第1項）

- ・工事取りやめ届出書（規則様式第21号）
- ・許可又は確認の通知書

⑪使用取りやめ届（規則第28条第2項）

- ・使用取りやめ届出書（規則様式第22号）
- ・仮使用の承認の通知書

3 申請手数料

手数料一覧 (単位：円)

申請内容	種 類	法 令 の 条 項	手 数 料 額
確認検査		法第6条第1項ほか	別表参照
許可	建築物の敷地と道路との関係の建築許可	法第43条第2項第2号	33,000
	公衆便所等の道路内における建築許可	法第44条第1項第2号	
	建築物の建ぺい率の特例	法第53条第4項	
	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外	法第53条第5項第3号	
	用途地域等における建築等許可	法第48条各項ただし書	180,000
	仮設建築物の建築許可	法第85条第5項	別表参照
	その他の許可	法第44条第1項第4号など	160,000
認定	建築物の敷地と道路との関係の建築認定	法第43条第2項第1号	27,000
	一団地認定関係	法第86条第1項ほか	別表参照
	全体計画認定	第86条の8第1項、第3項	別表参照
	仮使用認定	法第7条の6第1項第1号、第2号	別表参照
	その他の認定	令第137条の16第2号など	27,000
道路の位置の指定	道路の位置の指定及び変更	法第42条第1項第5号	50,000
	道路位置指定の廃止		25,000
各種証明	確認台帳記載証明		1,000

確認申請等手数料一覧（単位：円）

確認申請手数料一覧(単位:円)

建築物 申請部分の 床面積 (㎡)		確認※ ¹ 計画変更 確認※ ²	中間検査	完了検査※ ³ ()内は 中間検査を 受けた場合	全体計画認定 (変更認定も 同額)
30 以内	特例あり	8,000	15,000	16,000 (15,000)	8,000
	特例なし	14,000	18,000	22,000 (20,000)	14,000
30 超	特例あり	14,000	18,000	20,000 (18,000)	14,000
100 以内	特例なし	21,000	22,000	25,000 (22,000)	21,000
100 超	特例あり	21,000	24,000	26,000 (25,000)	21,000
200 以内	特例なし	30,000	31,000	33,000 (31,000)	30,000
200 超		40,000	42,000	43,000	40,000
500 以内				(41,000)	
500 超		53,000	57,000	62,000	53,000
1,000 以内				(60,000)	
1,000 超		75,000	74,000	84,000	75,000
2,000 以内				(77,000)	
2,000 超		215,000	166,000	192,000	215,000
10,000 以内				(176,000)	
10,000 超		350,000	257,000	301,000	350,000
50,000 以内				(282,000)	
50,000 超		619,000	473,000	531,000 (513,000)	619,000

建築設備	確認 ※1	計画変更	中間検査	完了検査 （ ）内は中間検査 を受けた場合
昇降機 （1基につき）	14,000	10,000	20,000	21,000 (20,000)
工作物 （1工作物につき）	13,000	9,000	16,000	15,000 (15,000)

仕様基準による省エネ基準適合の建築確認加算手数料^{※4}（単位：円）（棟毎に加算）

住宅の種類	床面積	加算手数料
戸建て住宅	200 m ² 未満	+18,000
	200 m ² 以上	+20,000
共同住宅	300 m ² 未満	+34,000
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	+60,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	+108,000
	5,000 m ² 以上	+163,000

省エネ性能の確認による完了検査加算手数料^{※5}（単位：円）（棟毎に加算）

用途	床面積	加算手数料
戸建て住宅	200 m ² 未満	+11,000
	200 m ² 以上	+13,000
共同住宅	300 m ² 未満	+18,000
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	+46,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	+81,000
	5,000 m ² 以上	+126,000
工場	300 m ² 未満	+10,000
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	+17,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	+28,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	+84,000
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	+133,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	+168,000
	25,000 m ² 以上	+210,000
工場以外	300 m ² 未満	+18,000
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	+34,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	+53,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	+118,000
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	+175,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	+218,000
	25,000 m ² 以上	+269,000

床面積の算定について

- 全体計画認定を受けた建築物にあっては、当該床面積の2分の1
移転、大規模修繕、大規模模様替えまたは用途の変更の場合、当該申請に係る部分の床面積の2分の1（全体計画認定を受けた建築物にあっては、当該床面積の4分の1）
- 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（移転、大規模修繕、大規模模様替えまたは用途の変更の場合も変更に係る部分の床面積の2分の1）
床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積
- 移転、大規模修繕または大規模模様替えの場合、当該申請に係る部分の床面積の2分の1
- 省エネ適合を仕様基準により評価する場合、確認申請等手数料に加算されます（計画変更の場合は不要）
- 省エネ性能の適合確認を完了検査において行う場合に加算されます（特例ありの建築物については不要）

種 類	法 令 の 条 項	手 数 料 額 (円) (n は 建 築 物 の 数)	
一団地の建築物の特例認定	法第 86 条第 1 項	$78,000+28,000*(n-2)$	※1
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	法第 86 条第 2 項	$78,000+28,000*(n-1)$	※2
1 敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第 86 条の 2 第 1 項		※3
一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	法第 86 条第 3 項	$220,000+28,000*(n-2)$	※1
既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	法第 86 条第 4 項	$220,000+28,000*(n-1)$	
1 敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可	法第 86 条の 2 第 2 項		※3
1 敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	法第 86 条の 2 第 3 項		
建築物の認定又は許可の取消し	法第 86 条の 5 第 1 項	$6,400+12,000*n$	※4
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外認定	法第 86 条の 6 第 2 項	27,000	

※1 n が 2 以下のときは n は 2 とする。

※2 n には既存建築物を含めない。

※3 n には 1 敷地内認定建築物を含めない。

※4 n は現に存する建築物の数。

仮設建築物の建築許可、仮使用認定の手数料（単位：円）

建築物 面積 (㎡) ※1	仮設許可	仮使用認定
100 以内	15,000	15,000
100 超	30,000	30,000
500 以内		
500 超	60,000	60,000
1,000 以内		
1,000 超	120,000	120,000
昇降機 (1 基につき)	—	30,000
工作物 (1 工作物につき)	—	30,000

4 富山県収入証紙の売りさばき所

建築確認・完了検査手数料等については富山県収入証紙で納めていただくことになっています。

小矢部市内の売りさばき所は以下のとおりです。

小矢部市職員組合 (市役所内にあります)	小矢部市本町1番1号(小矢部市役所 地下1階) TEL.0766-67-1760(内線 610) 営業時間：8:30～17:15 定休日：土日祝、お盆、年末年始
本の夢屋	小矢部市小矢部町3-3 TEL.0766-67-0390 営業時間：10:00～20:00 定休日：不定休
小矢部警察署	小矢部市小矢部町6-5 TEL.0766-68-1041 営業時間：8:30～17:15 定休日：土日祝

希望の金種や金額が売り切れている場合もありますので、あらかじめ売りさばき所にご確認の上、お買い求めください。

6 地域地区について

- 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別

小矢部市全域が

都市計画区域内の区域区分非設定（非線引き都市計画区域）です。

※用途地域が指定されている箇所も市街化区域ではありません。

- 用途地域

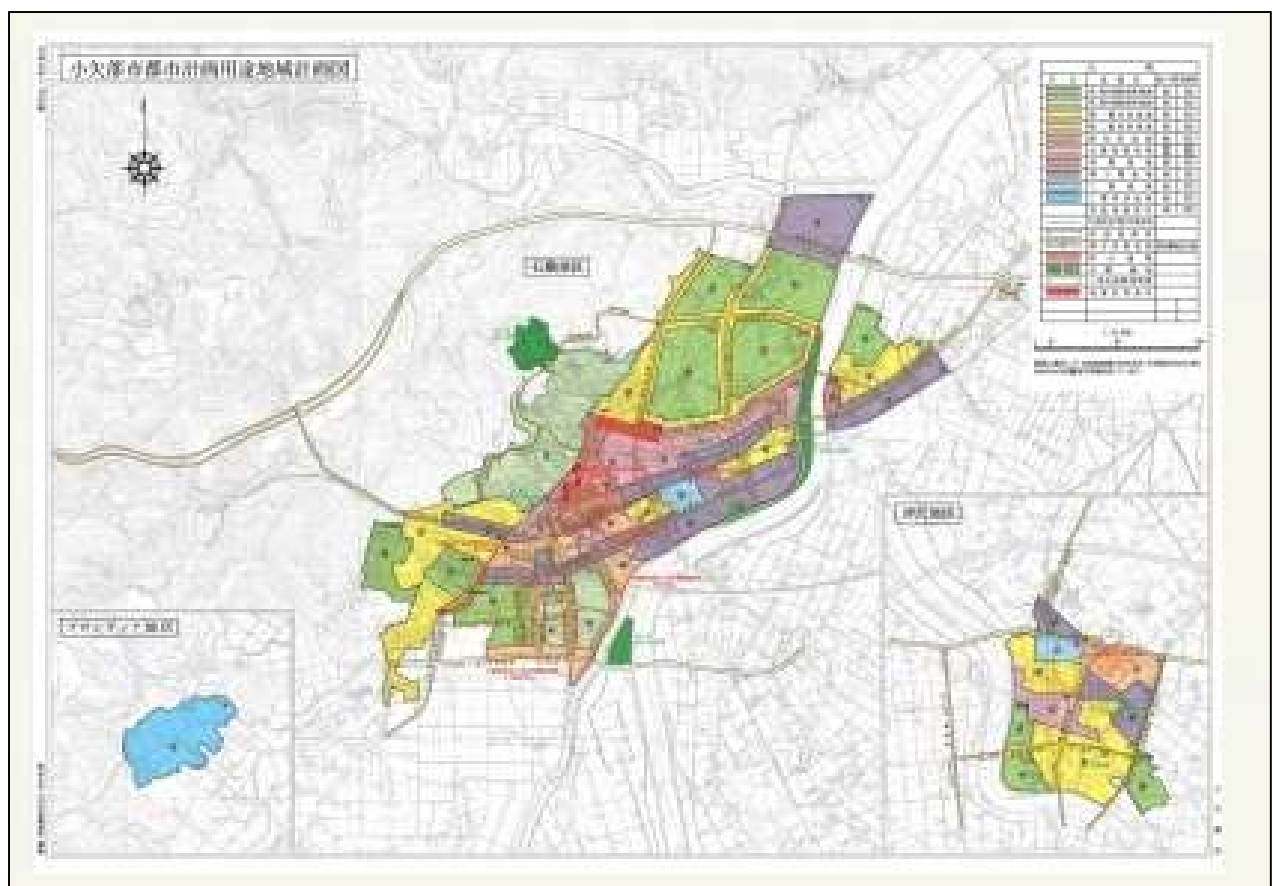
石動地区と津沢地区の一部に用途地域が指定されています。

小矢部市ホームページの関連リンクをごらんください。

http://syougai.city.oyabe.toyama.jp/project/1119000/1759/1759_1.htm

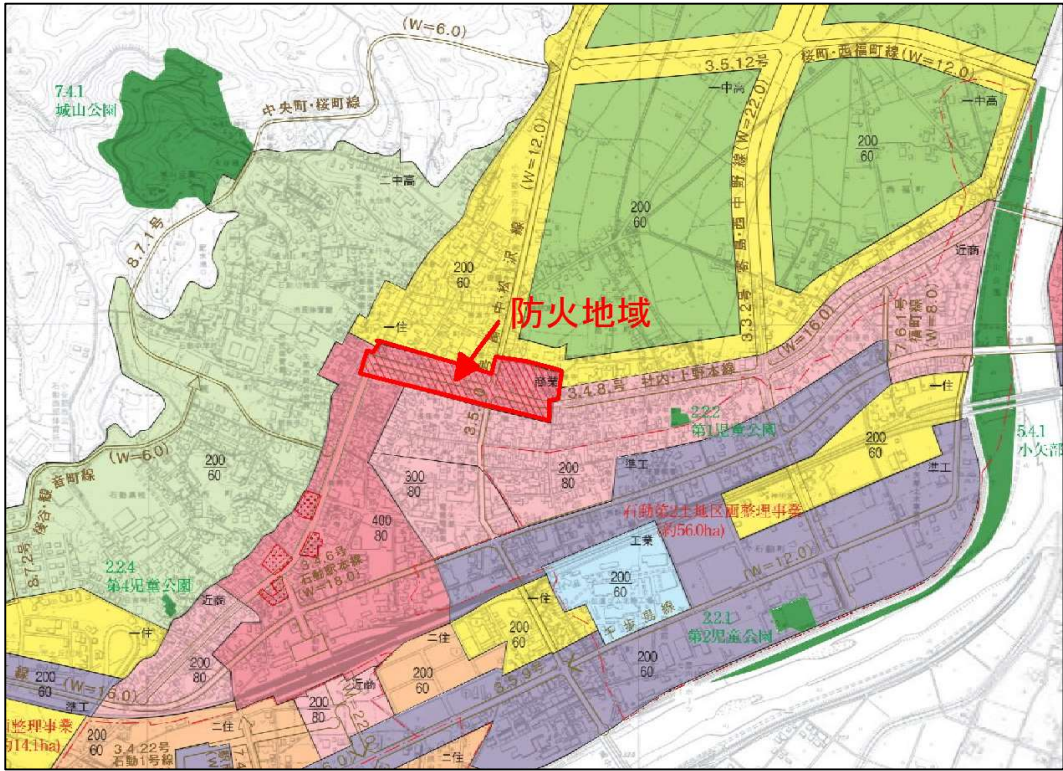
小矢部市 HP

「各課からのお知らせ」－「都市計画課」－「用途地域及び都市計画区域」



●

中央町、八和町、畠中町、新富町の一部に防火地域が指定されています。



準防火地域、22 条区域の指定は、ありません。

7 災害危険区域について

● 災害危険区域の指定

富山県建築基準法施行条例

第2条 法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定する区域は、次に掲げる区域〔土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）を除く。〕とする。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
⇒ 富山県（高岡土木センター、小矢部土木事務所）にてご確認ください
- (2) 前号に掲げる区域のほか、急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）による危険の著しい区域であって知事が指定するもの ⇒ 小矢部市 指定なし
- 2 知事は、前項第2号の区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項第2号の区域を指定するときは、当該区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

富山県ホームページの関連リンクをごらんください。

http://www.pref.toyama.jp/sections/1505/dosyaho/list/list_oyabe.html

富山県 HP

「組織別案内」－「砂防課」－「土砂災害警戒区域等指定状況」－「小矢部市」

○小矢部市

※位置図、区域図等はそれぞれの区域の名称をクリックしてください。
道

区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
峰坪野(1)	峯坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	—
峰坪野(2)	峯坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
峰坪野(3)	峯坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
峰坪野(4)	峯坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	—
峰坪野(5)	峯坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
峰坪野(6)	峯坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
谷坪野(2)	谷坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	○
谷坪野(3)	谷坪野	急傾斜地の崩壊	平成17年12月28日	○	—

● 建築の禁止

富山県建築基準法施行条例

第3条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 建築物の外壁（急傾斜地の崩壊等による衝撃を受けるおそれのない部分を除く。）及び構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造（急傾斜地の崩壊等により破壊を生じないものに限る。）その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な防護壁等を設置する場合
- (2) 急傾斜地の崩壊等に対して建築物の安全上支障のない防護施設又は防止施設が設置されている場合

● がけ付近の建築物

富山県建築基準法施行条例

第4条 居室を有する建築物の敷地が高さ2メートルを超えるがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）に接し、又は近接する場合において、その敷地が、がけの上にあるときはがけの下端から当該建築物までの、がけの下にあるときはがけの上端から当該建築物までの水平距離は、それぞれそのがけの高さの2倍以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該がけに、がけ崩れの発生を防止するための擁壁その他これに類する施設が設置されている場合
 - (2) がけの下に建築物を建築する場合で、次のいずれかによる場合
 - ア 建築物の外壁（がけ崩れによる衝撃を受ける恐れのない部分を除く。）及び構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造（がけ崩れによる衝撃に対して破壊を生じないものに限る。）その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な防護壁等を設置する場合
 - イ がけと建築物の間に、がけ崩れに対して建築物の安全上支障のない塀その他これに類する施設が設置されている場合
 - (3) がけの形状、土質等によりがけ崩れのおそれがない場合
- 2 土砂災害特別警戒区域内においては、前項の規定は、適用しない。

8 道路について

建築基準法では建物の敷地は「道路」に接道することが義務付けられています。道路の定義については、同法第42条に記されており、この基準に適合する「道路」に2m以上接していなければ建築ができません。

この「道路」の基準に適合しているか、また、どの基準に適合する「道路」かを判定する手続きについては下記のとおりです。

建築基準法第42条の道路

【幅員4m以上のもの】

●建築基準法第42条第1項第1号（1項1号道路）

道路法による道路（国道、県道、市道等）

●建築基準法第42条第1項第2号（1項2号道路）

土地区画整理法、都市計画法その他の法令による道路

●建築基準法第42条第1項第3号（1項3号道路）

建築基準法施行時以前より存在する道路（戦前の市街地建築物法適用区域は昭和25年、それ以外の区域は都市計画区域に編入された時期）

[小矢部市の都市計画区域]

S15.2.12 小矢部市のうち南谷外8、津沢外4を除く区域を都市計画区域とする。

S38.8.22 小矢部市の全域を都市計画区域とする。

●建築基準法第42条第1項第4号（1項4号道路）

道路法、都市計画法その他の法令により2年以内に事業計画のある道路で特定行政庁が指定した道路

●建築基準法第42条第1項第5号（1項5号道路）（位置指定道路）

土地所有者が築造し、特定行政庁からその位置の指定を受けた道路

【幅員4m未満のもの】

●建築基準法第42条第2項（2項道路）（みなし道路）

道路幅員1.8m以上4m未満の道で、当該敷地が都市計画区域内に編入された際、既に存在し、当該道にのみ接道している建築物が2以上ある道路

道路の確認・調査方法

①法第42条1項1号道路

→有効幅員を測定し、4m以上であるか確認してください。国道、県道、市道の種別を市役所にお問い合わせ下さい。

②法第42条1項2号道路

→①を除き、住宅団地で幅員が6m以上の場合は、開発許可によるものと予想されます。高岡土木センター建築課または市役所へお問い合わせください。

③法第 42 条 1 項 5 号道路

→①、②を除き、住宅団地で有効幅員が4m以上あり、道路のすみ切りがあるものは、道路位置指定の道路であると予想されます。高岡土木センター建築課または市役所へお問い合わせください。

④法第 42 条 1 項 3 号道路

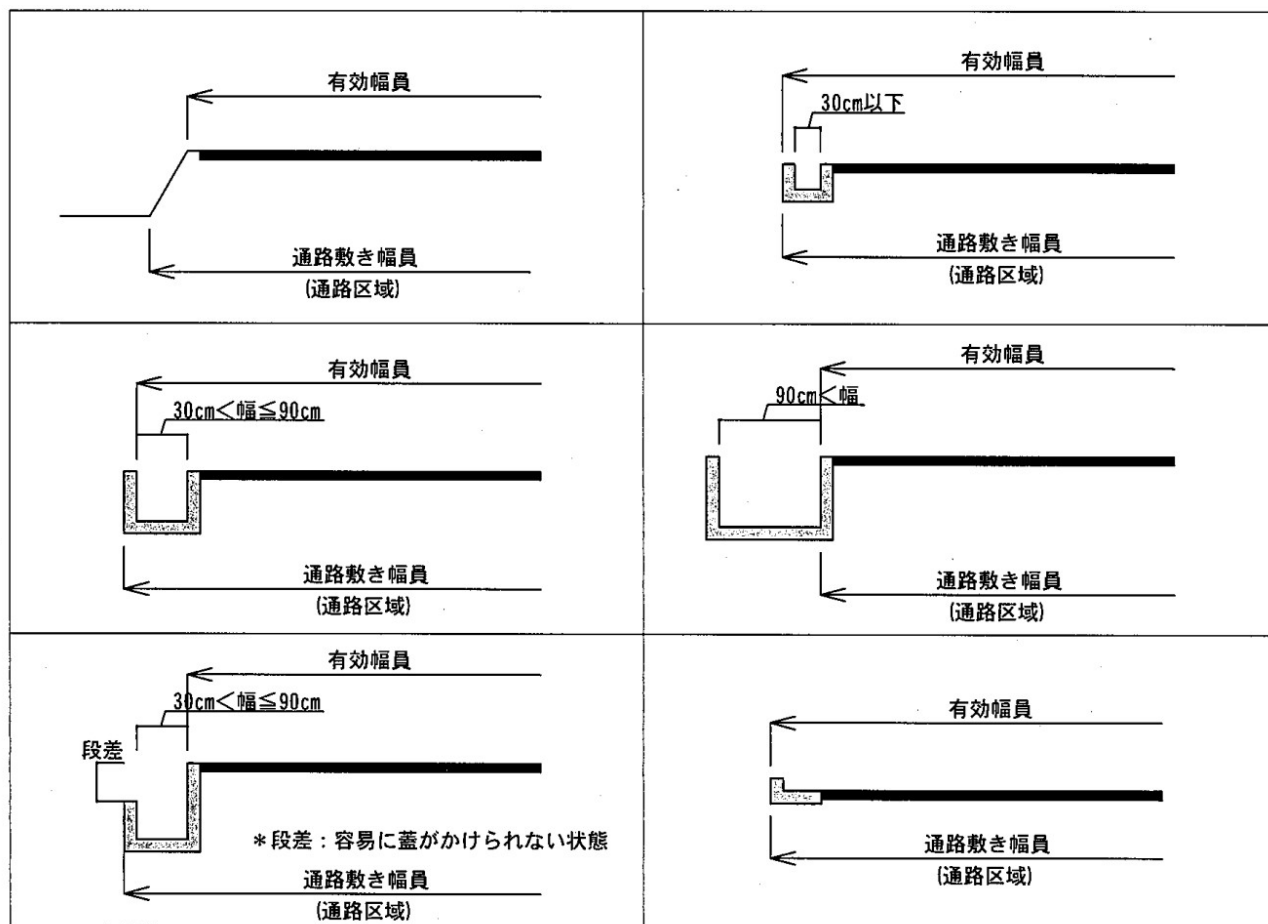
→有効幅員が4m以上あり、上記各号に該当する道路でない場合は、都市計画区域に入る以前から存在する道であるか確認する必要があります。高岡土木センター建築課へお問い合わせください。

⑤法第 42 条 2 項道路

→以下の調査を行った上で、高岡土木センター建築課へお問い合わせください。

- ① 有効幅員 1.8 m 以上 4 m 未満であるか測定。
- ② 当該道路にのみ面している建築物の敷地が2以上あるか確認を行う。
- ③ ②の敷地が都市計画区域に入る以前から建築物が建っていたかを、建築主や周辺の方に聞き取り調査をしてください。

道路幅員の測定方法(参考)



※道路幅員の測定方法については、富山県建築基準法施行条例及び富山県建築基準関係規定運用集を確認してください。

幅員 4 m 未満の道路に接する敷地における建築(建築基準法第 4 2 条第 2 項道路)

建築物及びその敷地に関する基準を定めた建築基準法では、原則として幅員 4 m 以上の道路に接する敷地でしか建築することができないとされています。

しかし、当該敷地が都市計画区域に編入された時点以前(法施行前という)から存在している道については、その幅員が 4 m 未満のものであっても救済措置として、一定の条件のもと「道路」とみなし、建築可能としています。こうした道路を「2 項道路」と言います。

一定の条件とは

- ① 幅員が 1.8 m 以上であること。
- ② 当該道路に法施行前から建築物が 2 以上建ち並んでいること。
- ③ 道路の中心線から両側 2 m の部分を道路とみなすこと。

●「2 項道路」に接する敷地で建築する場合の注意点

2 項道路の場合、「道路の中心線から両側 2 m の部分を道路とみなす」ことから、当該道路に接する敷地の一部が道路とみなされることになります。

その結果、建築にあたって次の点に注意する必要があります。

- ① 道路とみなされる敷地の部分では建築できません。
 - ・道路内での建築行為は禁止されています。そのため、道路とみなされる敷地の部分には、建築物はもちろん、屋根や庇を出してもいけません。
 - ・建築物に属する門や塀も建築物とみなされることから、当該部分に設置することはできません。
- ② 建ぺい率・容積率算定にあたっては、敷地面積から道路とみなされる部分の面積を除外しなければなりません。
- ③ 2 項道路の境界は、関係者立ち会いの上、確定して下さい。
 - ・2 項道路の境界は道路の中心線から 2 m の位置になることから、当該道路の境界を確定する必要があります。年月の経過の中で、その境界が不明確な場合もあります。自治会長の方や隣人の方等立ち会いのもと、正確に位置を決めて下さい。また、道路中心線から 2 m の境界が確定しましたら、今後のため境界杭等を設置しておくことをおすすめします。
- ④ 建築を計画される際には高岡土木センターへ相談をして下さい。

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路とは

建築基準法上の道路のひとつで、「位置指定道路」と呼ばれています。特定行政庁が道路位置の指定をした幅員 4m (6m) 以上の私道です。

※道路の築造後に公道へ移管された位置指定道路もあります。そのような場合は私道ではなく、公道となります。

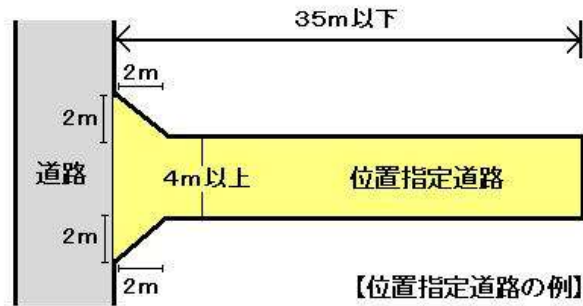
●位置指定道路の指定を受ける条件

- ・幅が 4m 以上であり、原則としてすみ切りを両側に設けること。
- ・道路形態、道路境界が明確であり、排水設備が設けられていること。
- ・原則として通り抜け道路であること。
- ・行き止まり道路の場合には、その長さは 35m より短いこと。又は、基準に適合する転回広場等が設置されていること。

・申請には必要書類のほか、道路の関係権利者の承諾（印鑑証明・登記簿謄本）が必要。

●申請から公告までの流れ（参考）

- ① 位置指定道路の申請
- ② 道路築造承認
- ③ 工事着手(道路の工事)
- ④ 工事完了
- ⑤ 完了検査
- ⑥ 道路の位置の指定・公告
- ⑦ 確認申請



※申請にあたっては、高岡土木センター建築課へ事前協議を行ってください。

●建築基準法に定める道路に接していない場合

建築基準法第 43 条第 2 項の規定に基づく認定・許可について

建築基準法第 43 条第 1 項の規程により、建築物の敷地は原則として建築基準法第 42 条に定める道路に 2 m 接しなければなりません。

ただし、この規程には以下のとおり、法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく認定制度、第 2 号の規定に基づく許可制度があります。

前面道路(通路)が建築基準法第 42 条に規定する道路と確認できなかった場合は、下記の項目について調査し、「建築基準法第 43 条第 2 項の規定に基づく認定・許可」の対象となるかを高岡土木センター建築課へ協議してください。

- ① 当該通路および通路敷き全体の有効幅員
- ② 通路が接続する建築基準法第 42 条に規定する道路の位置
- ③ 敷地から建築基準法第 42 条に規定する道路までの距離
- ④ 当該通路のみに面している建築宅地の有無
- ⑤ 当該通路の所有権(公共用通路または私有地)
- ⑥ 既存建築物のある敷地については、建築時期及び確認申請の有無

建築基準法第 43 条

第 1 項 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第 44 条第 1 項を除き、以下同じ)に二メートル以上接しなければならない。

一・二 (略)

第 2 項 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 その敷地が幅員四メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省で定める基準に適合するものに限る。)に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの → **認定制度**
- 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの → **許可制度**

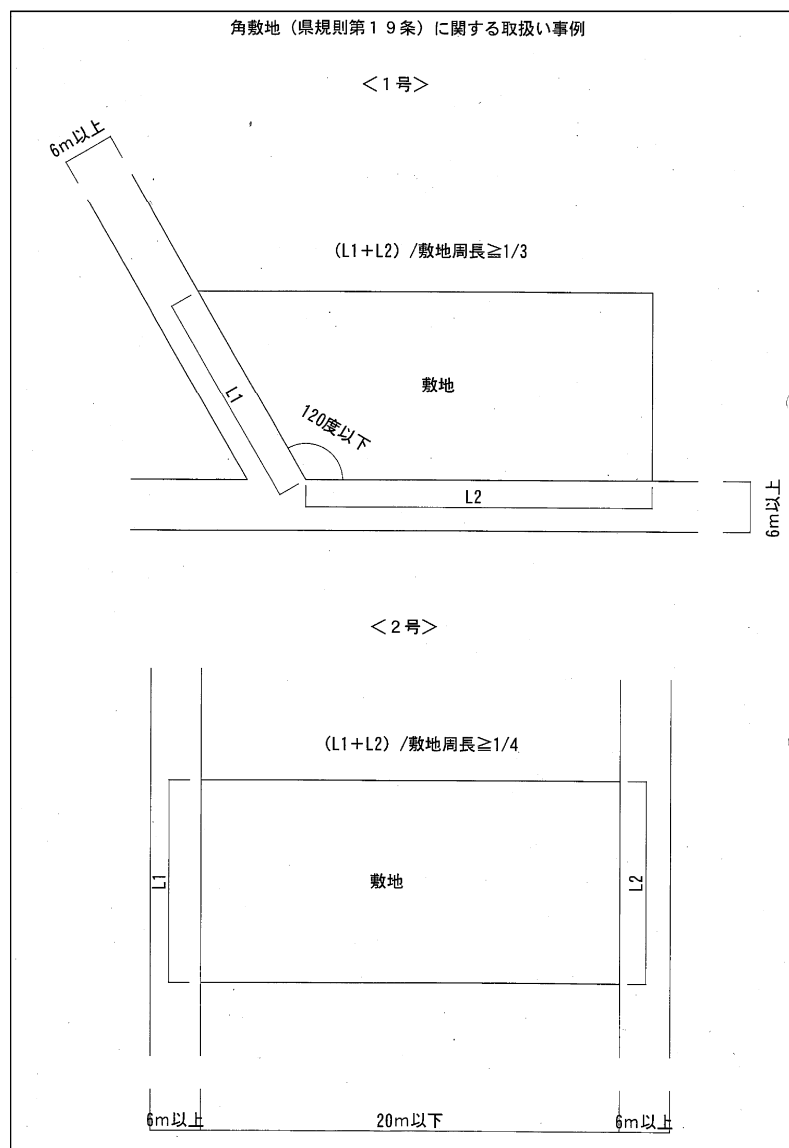
9 「角敷地等の指定」及び「敷地のすみ切り」について

● 角敷地等の指定

富山県建築基準法施行規則

第19条 法第53条第3項第2号の規定により指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2つの道路（幅員がそれぞれ6m以上のものに限る。）が内角120°以下で交わる角敷地で敷地周囲の長さの3分の1以上がこれらの道路に接するもの
- (2) 2つの道路（幅員がそれぞれ6m以上のものに限る。）の間にある敷地で敷地周囲の長さの4分の1以上がこれらの道路に接しており、かつ、道路境界線相互間の間隔が20m以下のもの
- (3) 公園、広場、川、海その他これらに類するものに接する敷地で前2号のいずれかに準ずると認められるもの



- 敷地のすみ切り

富山県建築基準法施行条例

第5条 建築物の敷地が、120 度未満の角度で交わり、又は屈折する幅員 6メートル未満の道路に接する（道路と敷地との間に幅が2メートル未満の水路等の空地がある場合を含む。）角敷地である場合は、道路境界線（歩道がある場合は、車道の境界線）からその角敷地側の隅角をはさむ辺の長さが2メートルの二等辺三角形の形状を含む部分を空地としなければならない。ただし、道路のすみ切りがある場合は、この限りでない。

10 高さの規制

- 絶対高さ、外壁の後退距離…なし

- 道路斜線

建築物がある地域、地区又は区域	容積率制限の限度	距離	数値
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	20/10 以下の場合	20m	1.25
近隣商業地域 商業地域	40/10 以下の場合	20m	1.5
準工業地域 工業地域 工業専用地域	20/10 以下の場合	20m	1.5
用地地域の指定なし	20/10 以下の場合	20m	1.5

- 隣地斜線

建築物がある地域、地区又は区域	立上り	勾配
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	20m	1.25
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域、工業専用地域	31m	2.5
用途地域の指定なし	31m	2.5

- 北側斜線 … 適用無し

- 日影による中高層の建築物の制限

地域又は区域	対象建築物	平均地盤面からの高さ	日影規制時間	
			5m<敷地境界線からの水平距離≤10m	敷地境界線からの水平距離>10m
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	建築物高さ>10m	4m	5	3
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	建築物高さ>10m	4m	5	3

11 構造計算

- 積雪量（積雪荷重）について

- ・ 富山県全域が多雪区域に指定されています。
- ・ 積雪の単位荷重は、積雪量 1 センチメートルごとに 1 平方メートルにつき 30 ニュートン以上です。
- ・ 垂直積雪量は、県全域において 1.5 メートル以上です。ただし、標高が 200 メートルを超え 400 メートル以下の区域にあっては 2.0 メートル以上、400 メートルを超える区域にあっては 2.5 メートル以上です。

※本市の稲葉山は標高 346m です。

各地点における標高については、国土交通省国土地理院のホームページから検索することができます。

「地理院地図（電子国土 Web）」

<http://maps.gsi.go.jp/#17/36.675376/136.853900>

- 地表面粗度区分及び基準風速 VO

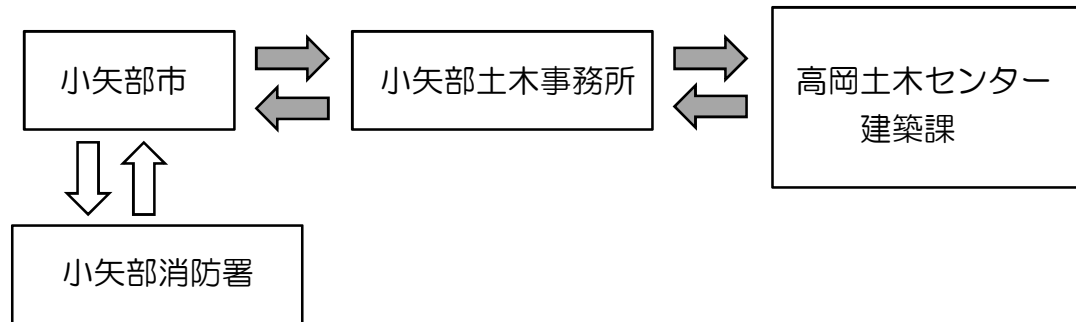
- ・ 地表面粗度区分 Ⅲ
- ・ 基準風速 VO 30 メートル毎秒

12 その他ご注意いただきたいこと

- 申請書の経由について

書類の送付に所要の日数が必要となります。

早目の提出にご協力願います。



- 完了検査について

完了検査日は火曜日です。

前週（金曜日午前中）までの「完了検査申請書」提出にご協力願います。

- 敷地等調査報告書について（任意提出）

建築行為をされる敷地には都市計画法による用途地域をはじめ、他の法令等による規制を受けている場合があります。

このようなことから、本市において建築確認申請書を提出される場合、任意で別紙「敷地等調査報告書」を提出していただいております。

【各項目についての問合せ先】

都市計画、土地区画整理事業、 屋外広告物	都市建設課	(0766) 67-1760
市道の確認、道路法による手続き		
公共下水道、上水道について	上下水道課	
埋蔵文化財について	文化スポーツ課	

※ 敷地等調査報告書（エクセルファイル）が必要な方は、
下記アドレスまでご連絡ください。

小矢部市都市建設課 toshikei@city.oyabe.lg.jp

敷地等調査報告書

小矢部市都市建設課 宛

年 月 日

設計を行うにあたり下記の事項を調査いたしました。

設計者 資格 () 建築士 (大臣・ () 知事) 登録第 号
氏名 印 TEL

1. 建築主氏名								
2. 建築場所								
都市計画区域等	イ. ☐ 都市計画区域内 (☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定) ☐ 準都市計画区域内 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外							
	ロ. ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし							
	ハ. 用途地域	☐ 第1種低層住居専用地域 ☐ 第2種低層住居専用地域	☐ 第1種中高層住居専用地域 ☐ 第2種中高層住居専用地域	☐ 第1種住居地域 ☐ 第2種住居地域 ☐ 準住居地域	☐ 近隣商業地域	☐ 商業地域	☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域	☐ 指定なし
	ニ. 容積率 (%)	☐ 60 ☐ 80 ☐ 100	☐ 200		☐ 200 ☐ 300	☐ 400 ☐ 500 ☐ 600	☐ 200	☐ 200 ☐ 400
	ホ. 建ぺい率 (%)	☐ 40 ☐ 50 ☐ 60	☐ 60		☐ 80	☐ 80	☐ 60	☐ 60 ☐ 70
道路	イ. ☐ 前面道路 幅員 _____ m		☐ 建築基準法第42条第1項第1号 (☐ 国道 ☐ 県道 ☐ 市町村道 (_____ 号線)) ☐ 建築基準法第42条第1項第2号 (☐ 開発許可 ☐ 土地区画整理事業 ☐ その他 (_____)) ☐ 建築基準法第42条第1項第3号 (☐ 農道 ☐ 私道 ☐ その他 (_____ 道)) ☐ 建築基準法第42条第1項第5号 (指定年月日番号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号) ☐ 建築基準法第42条第2項 (☐ 農道 ☐ 私道 ☐ その他 (_____ 道))					
	ロ. _____ 面道路 幅員 _____ m		☐ 建築基準法第42条第1項第1号 (☐ 国道 ☐ 県道 ☐ 市町村道 (_____ 号線)) ☐ 建築基準法第42条第1項第2号 (☐ 開発許可 ☐ 土地区画整理事業 ☐ その他 (_____)) ☐ 建築基準法第42条第1項第3号 (☐ 農道 ☐ 私道 ☐ その他 (_____ 道)) ☐ 建築基準法第42条第1項第5号 (指定年月日番号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号) ☐ 建築基準法第42条第2項 (☐ 農道 ☐ 私道 ☐ その他 (_____ 道))					
	ハ. _____ 面道路 幅員 _____ m		☐ 建築基準法第42条第1項第1号 (☐ 国道 ☐ 県道 ☐ 市町村道 (_____ 号線)) ☐ 建築基準法第42条第1項第2号 (☐ 開発許可 ☐ 土地区画整理事業 ☐ その他 (_____)) ☐ 建築基準法第42条第1項第3号 (☐ 農道 ☐ 私道 ☐ その他 (_____ 道)) ☐ 建築基準法第42条第1項第5号 (指定年月日番号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 第 _____ 号) ☐ 建築基準法第42条第2項 (☐ 農道 ☐ 私道 ☐ その他 (_____ 道))					

注) ☐ 欄は、該当する箇所に「レ」マークを入れてください。
道路は、敷地が面する全ての道路について記入してください。(裏面へつづく)

